成蹊大学保証人に関する規則

制　　定　2021年９月８日
大 学 評 議 会

（趣旨）
第１条　この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）の学部及び大学院に所属する学生（以下「学生」という。）の保証人に関し必要な事項を定める。
（保証人の届出）
第２条　入学許可を得た者は、成蹊大学学則第26条又は成蹊大学大学院学則第23条に基づき、自身の保証人を届け出なければならない。
２　保証人とすることができる者は、父母又はその他の成年者で、独立の生計を営む者とする。
３　学生は、次の各号いずれかに該当するときは、所定の変更届を速やかに本学に提出しなければならない。
（１）保証人を変更するとき。
（２）保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
（保証人代理者の届出）
第３条　保証人が海外在住等、特別な理由があると認められる場合は、学生は、保証人に代わって本学からの報告及び通知を受け取る者として、日本在住の別の者（以下「保証人代理者」という。）を別途届け出ることができる。
２　前項の保証人代理者には、学生本人を含むことができる。
（保証人の保証内容）
第４条　保証人は、被保証人である学生の本学在学中、証書の遵守、誓約に反する行為及び授業料等の納付金その他の債務の支払いについて、責任を負う。
２　保証人は、前項の責任について、入学手続時に同意した極度額を限度として、学生と連帯して保証するものとする。
３　保証人は、被保証人である学生について、本規則に定めのない事項が生じた場合は、本学と協議の上、対応するものとする。
（保証人又は保証人代理者への報告及び通知）
第５条　本学は、学生の保証人又は保証人代理者に対し、学部学生においては学期末ごとに、大学院生においては学年末に修学状況を報告する。
２　本学は、学生が次の各号いずれかに該当するときは、保証人又は保証人代理者に通知する。
（１）留年等成績不振のため指導が必要となったとき。
（２）授業料等の納付金が所定の期日までに納付されないとき。
（３）休学、退学、留年等の学籍異動が決定したとき。
（４）その他大学が必要と認めたとき
（成績照会及び学籍照会）
第６条　保証人は、本学に対し、被保証人である学生の成績照会及び学籍照会を請求することができる。ただし、照会に応じない正当な理由があるときは、この限りでない。
２　前項の請求においては、本学が行う保証人であることの確認に応じなければならない。
（雑則）
第７条　この規則に定めるもののほか、保証人に関し必要な事項は、別に定める。
（規則の改廃）
第８条　この規則の改廃は、理事長と協議の上、大学評議会の議を経て、学長が決定する。
附　則（略）